

当院は、厚生労働省に対して「入院時食事療養（Ⅰ）」
の届け出をしております。

※管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は18時以降）適温で提供しております。

【参考】入院時食事療養費（10割負担の場合の価格）

入院時食事療養費（Ⅰ）／1食につき

（1）（2）以外の場合⇒730円

（2）流動食のみを提供する場合⇒665円

実際には患者様の所得に応じた
負担額が設定され、お支払いいた
だく金額は異なります。

一般の方	指定難病の方	住民税非課税世帯の方	住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超える方	住民税非課税世帯に属し、所得が標準的な70歳以上の高齢受給者
1食 550円	1食 330円	1食 270円	1食 220円	1食 130円